
プロジェクト マイナス金利下での退職給付会計における割引率に関する公開草案に寄せられたコメントへの対応
項目 「実務対応報告第 34 号の適用時期に関する当面の取扱い（案）」の文案－公開草案に寄せられたコメントとそれらに対する対応案

本資料の目的

1. 企業会計基準委員会は、平成 29 年 12 月 7 日に実務対応報告公開草案第 54 号「実務対応報告第 34 号の適用時期に関する当面の取扱い（案）」（以下「本公開草案」という。）を公表した。
2. 本公開草案のコメント期間は 2 ヶ月であり、平成 30 年 2 月 7 日に締め切られた。本公開草案に対しては、4 通のコメント・レターが寄せられた。本資料は、本公開草案に対するコメントとその対応案である。

以 上

実務対応報告公開草案第 54 号

「実務対応報告第 34 号の適用時期に関する当面の取扱い（案）」に対するコメント

1. コメントの対象となる公表物の名称及び公表時期

実務対応報告公開草案第 54 号「実務対応報告第 34 号の適用時期に関する当面の取扱い（案）」（平成 29 年 12 月 7 日公表）

2. コメント募集期間

平成 29 年 12 月 7 日～平成 30 年 2 月 7 日

3. 公開草案を踏まえた公表物の名称及び公表時期

実務対応報告第●号「実務対応報告第 34 号の適用時期に関する当面の取扱い」（平成●年●月●日公表）（以下「本実務対応報告」という。）

4. コメント提出者一覧

[団体等]

	団 体 名
CL1	公益社団法人日本年金数理人会・公益社団法人日本アクチュアリー会
CL2	日本公認会計士協会
CL3	一般社団法人日本経済団体連合会
CL4	宝印刷グループ 株式会社ディスクロージャー&IR 総合研究所

5. 主なコメントの概要とその対応

このコメント対応表は、最終的には、各コメントを要約して公表する予定であるが、現段階では、各々のコメントの論拠をよく理解するために、原則として全文を掲載している。

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応（案）
総論		
（全体を支持するコメント）		
1) 本公開草案の内容を支持する。	<p>本公開草案第 10 項及び第 11 項に記載のとおり、退職給付債務の測定目的が必ずしも明確ではない中で本件の結論を導くには時期尚早であったこと、及び金額的重要性を有するほどマイナス幅が現時点で大きくないことを鑑みれば、当面の取扱いとしては同意する。</p> <p>同意する。「当面の取扱い」を 1 年限定とすることは企業実務を安定させるという目的に必ずしも応えるものにはならず、「当面の取扱い」の期限を定めずに、金利環境等も踏まえてフレキシブルに議論を行う方が、結果的に高品質なガイドラインの策定に資することも考えられる。</p>	
（全体を支持しないコメント）		
2) 本公開草案の内容を支持しない。	<p>本公開草案において、現時点では、日本銀行により 10 年物国債金利をゼロ%程度で推移させる政策が採られていることから、いずれの方法を採用しても退職給付債務の計算に重要な影響を及ぼさないと考えられることを根拠に、実務対応報告第 34 号の当面の取扱いを継続することとしています（公開草案第 11 項）。</p> <p>この点、テーマとしては重要と考えられる、利回りの下限としてゼロを利用する方法とマイナスの利回りをそのまま利用する方法の 2 つの方法のいずれが妥当か、結論を導くべきと考えます。</p> <p>（理由）</p>	

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応(案)
	<p>利回りの下限としてゼロを利用する方法とマイナスの利回りをそのまま利用する方法の2つの方法のいずれが妥当か、検討を保留し、いずれも認めることの実務対応を無期限に延長することは、高品質な会計処理を確保する観点から適切な対応ではないのではないかと考えます。</p> <p>たとえ重要な影響を及ぼさないとしても、両方法の妥当性に関する結論を保留することは、退職給付債務の計算プロセスの適正性に疑念や悪影響を与える要因になりえるものであり、妥当な結論ではないと考えます。</p> <p>第374回企業会計基準委員会における公表議決において、渡部仁委員から示された反対意見に同意し、10年物国債金利をゼロ%程度で推移させる政策が採られる現状況下においても、「マイナスの利回りをそのまま利用する方法」に限定すべきと考えます。</p>	
各論		
(割引率に関する取扱い)		
<p>3) 国債を選択肢として認めている日本基準と原則として優良社債を用いる国際基準には差異があり、その差異の解消を含めた議論が必要となる。</p>	<p>第10項の中に「この点、国際的な会計基準においても、退職給付債務は同様の方法により測定することとされている。国際的な議論においても、退職給付債務の測定の目的が必ずしも明らかではないと指摘されているところであり、見解が分かれ得るものと考えられる」とある。ここで、「この点」とは第9項までで論じられている2つの考え方に関する内容を指しているものと解される。しかしこの表現では、国際基準においても日本基準と同様に、割引率は国債の利回りに基づくかのような、あるいは、日本基準における国債のマイナス利回りの取扱いと同様の問題が、国際的な会計基準においても論じられる可能性があつて、その場合に見解が分かれ得るかのような誤解を読者に与えるように思われる。</p> <p>国際基準は、原則として優良社債を用いることとされている点で、日本基準とは差</p>	

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応(案)
	<p>異がある。このため、国際基準ではマイナス利回りの市場環境における割引率のあり方が議論されたことはなく、これからも議論される見込みがあるようには思われな</p> <p>い。上述のような読者に誤解を与えかねない表現は避けるべきであり、日本基準と国際基準の差異の解消を含めた議論が必要と考える。</p> <p>なお、実務対応報告第34号の公開草案に対しても、国債を選択肢として認めている日本基準の取扱いについて重要な論点となりうる旨のコメントを、平成29年3月3日付で当会から提出している。</p>	
<p>4) 国債は10年未満の金利がマイナスであり、重要な影響を及ぼすケースが少なからずあると考えられる。</p>	<p>第11項では定量的な論点が述べられていて、「実務対応報告第34号第2項に定めるいずれの方法を採用しても退職給付債務の計算に重要な影響を及ぼさないと考えられる」とあり、その理由として、「日本銀行により10年物国債金利をゼロ%程度で推移させる政策が採られているため」とある。確かに、現状、10年物国債の金利はゼロ付近であるが、問題となるのは、10年未満の金利がマイナスであるからであり、それが、あらゆる財務報告における退職給付債務の計算に、会計上重要な影響を及ぼさないと考え難い。むしろ、本件が論点とされていることに鑑みれば、重要な影響を及ぼすケースが少なからずあると考えるべきであろう。</p> <p>第11項の後半で述べられている本公開草案の結論は、前半の定量的な論点が決定的な根拠となっていて、それがまた当面の間の取扱いを再検討する主要なポイントとされているように感じられる。それにしては、当該論点の検討は、上記の通り、不十分であるように思われる。</p>	
<p>5) 理論的な根拠を示すべきである。</p>	<p>現行の退職給付会計基準では、退職給付債務の計算において、企業固有の見積りの要素と市場で観察される要素が混在し、割引率をゼロで止める方法とマイナスの利回りをそのまま利用する方法の2つの方法を採用得ると考えられること、また、国</p>	

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応(案)
	<p>際的な議論においても退職給付債務の測定の方法が必ずしも明らかでない指摘されているところであることを考慮すれば(本公開草案第10項)、現時点でどちらかの方法に一本化できる状況にはないと考えられる。</p> <p>ただし、実務対応報告第34号では、退職給付債務等の計算における割引率をゼロで止める方法とマイナスの利回りをそのまま利用する方法のそれぞれについて、会計処理の理論的な根拠が明確に示されておらず、本公開草案においても明確に示されていないが、企業が判断を行う材料としても、また、会計基準等の高品質化を図るためにも、理論的な根拠を示すべきである。</p>	
<p>6) 利回りの下限としてゼロを利用することが適切である。</p>	<p>作成者の立場から、債券の利回りがマイナスとなる場合の退職給付債務等の計算における割引率は、利回りの下限としてゼロを利用すること(ゼロ止め)が適切であるとの意見が根強くある。退職給付債務は、「退職により見込まれる退職給付の総額のうち、期末までに発生していると認められる額を割り引いて計算する」(退職給付会計基準)ものであるが、債券の利回りを基礎とする割引率がマイナスになり、結果として貸借対照表価額が割増しとなることは、基準が意図していない状況であり、財務報告の目的にそぐわない結果であると考えられる。当該マイナスの利回りをゼロに補正することが最も適切、かつ、財務報告の目的を達成するための最善の方法である。</p>	
(適用時期)		
<p>7) 記載の一部削除を求める。</p>	<p>本公開草案第2項の「第2項に定めるいずれの方法によっても退職給付債務の計算に重要な影響を及ぼさず、当該取扱いを変更する必要がないと当委員会が認める」について、本文から削除すべきである。</p> <p>第2項では、「第2項に定めるいずれの方法によっても退職給付債務の計算に重要な</p>	

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応(案)
	<p>影響を及ぼさず、当該取扱いを変更する必要がないと当委員会が認める当面の間、適用する」と記載されていることに対し、第11項では、「今後、マイナス金利を巡る環境に大きな変化が生じ、現状の金利水準が大幅に低下する等の大きな変化が生じる状況にない間については」当面の取扱いとして実務対応報告第34号の取扱いを認めるとある。</p> <p>第11項からは金利環境面の動向が実務対応報告の見直しの判断に当たって重要であると思われるが、貴委員会が何を基準に判断するのかが明確に述べられていない。したがって、実務対応報告の見直しの時期について判断に窮するなど、このままでは実務上の混乱も懸念される。</p> <p>そもそも、実務対応報告においていずれの方法も認めていることから、当該実務対応報告が改正されるまでの間はいずれの方法も適用できることは自明である。加えて、当該実務対応報告を改正する役割を貴委員会が有していることから、あえて「当該取扱いを変更する必要がないと当委員会が認める」と本文に明示する必要性もない。</p> <p>第11項の「現状の金利水準が大幅に低下する等の大きな変化が生じる状況にない間については、(中略)当面の取扱いとして適用することとした」という文言によって「当面の間」については説明がなされていることから、本文にある「第2項に定めるいずれの方法によっても退職給付債務の計算に重要な影響を及ぼさず、当該取扱いを変更する必要がないと当委員会が認める」という文言については削除すべきと考える。</p>	

以上